平成２３年（フ）第２１２２号
横浜市瀬谷区阿久和南４丁目８番地１　県営阿久和アパート27棟504号
債務者　小沼　浩二
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１２３号
横浜市瀬谷区阿久和南４丁目８番地１　県営阿久和アパート27棟504号
債務者　小沼由美子
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１９１号
横浜市中区弥生町５丁目48番地４　クリオ大通り公園壱番館305号室
債務者　田代オラタイ
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１９９号
横浜市保土ケ谷区神戸町174番地
債務者　猪俣友梨絵（旧姓内村）
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２０２号
横浜市栄区鍛冶ケ谷町452番地214
債務者　下村　大助
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１１１号
千葉県船橋市金杉７丁目38番３号、開始決定時の住所千葉県船橋市緑台１丁目１番５棟307号
破産者　藤田　和子
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４１２号
栃木県宇都宮市大塚町９番８号
破産者　有限会社本田技建
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１０４号
千葉県白井市根121番地の２
破産者　中西　　暁
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３４４３号
愛知県半田市花園町３丁目13番地の１
破産者　有限会社浜田屋
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５８１号
名古屋市昭和区阿由知通１丁目15番２号
破産者　有限会社エスディエスウァイズ
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６３号
名古屋市中村区草薙町３丁目41番地
破産者　平和造園土木株式会社
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５３５号
広島県廿日市市津田4994番地
破産者　有限会社イッシンランバー
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５８１号
北海道旭川市永山町８丁目23番地１
破産者　株式会社和泉製作所
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１８号
青森県八戸市大字大久保字大塚17番地241
破産者　有限会社アドベンチャーファミリー
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第８８号
岐阜市高野町７丁目16番地
破産者　株式会社岐阜加工ベニヤ製作所
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２４号
岐阜県中津川市苗木4598番地の189
破産者　株式会社新井土木
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第２５号
岐阜県中津川市苗木4598番地の189
破産者　新井　貞夫
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第５３号
岐阜県中津川市駒場1556番地の146
破産者　ツカサ商事株式会社
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第５６号
岐阜県瑞浪市稲津町萩原1122番地の１
破産者　工藤　恵子
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第３６６号
愛知県豊川市野口町名飯17番地
破産者　有限会社原設備
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部